

設 計 図 書

【帽子取事業所造成工事(H29)】

現場説明書

一般的事項 1

平成29年10月1日改正

1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」（平成24年1月24日付第201100158002号県土整備部長通知）とする。

2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
 - 1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
 - 2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - 3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」（平成26年10月3日第201400102617号県土整備部長通知）の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 「鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領」（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (3) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合、又は県内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (4) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」（平成16年3月11日付管第2311号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。
また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (5) 建設業退職金共済制度への加入等
 - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含む全ての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度又は林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に参加することができないと認められる場合は、この限りでない。
 - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共参加及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
 - 3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

5 建設資機材の使用について

(1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。

(2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。

1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。

2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。

(3) 建設機械の使用について

1) 施工現場及びその周辺環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。

2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講ずること。

(4) ダンプトラック等による運搬について

1) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

6 リサイクルの促進について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

7 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

8 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

現場説明書

特記事項1

平成29年10月1日以降適用

仕様書	<p>① 平成29年10月1日時点で最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況はhttp://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45147を参照すること。</p>																		
工程	<p>① 他工事等との調整) 本工事については、帽子取地区建設発生土処分場造成工事（H27）及び別途発注予定の帽子取事業所新沈砂池設置工事と関連するので相互の連絡調整を密にすること。</p> <p>② (部分完成、着工保留) _____については、_____まで_____ [すること、しないこと]。</p> <p>③ (施工時間) 本工事の施工時間帯は、昼間施工（8:00～17:00）を見込んでいる。 _____の施工時間は、_____:_____～_____:_____とする。</p> <p>④ (余裕期間設定工事) 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。</p> <p>⑤ (鋼材の調達の遅れによる工期の延長) この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p>																		
用地関係	<p>① (用地、物件等未処理) 本工事区間の_____には_____があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、_____頃_____の予定である。</p>																		
支障物件	<p>① (埋設物等の事前調査) 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、[未調査・調査済み]である。</p> <p>② (支障物件) _____の施工に当って、_____が支障となっているが、_____までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。</p> <p>③ (立木の置き場所) 工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。</p>																		
公害対策	<p>① (低騒音型・低振動型建設機械) 本工事のうち施工箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要があるため、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：_____、施工機械：_____</p>																		
安全対策	<p>① (交通安全施設等) 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">交通誘導員A</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 100px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">人</td> <td style="padding: 0 5px;">(交替要員 [有り・無し])</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 100px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">日</td> <td style="padding: 0 5px;">合計</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 100px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導員B</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">1</td> <td style="padding: 0 5px;">人</td> <td style="padding: 0 5px;">(交替要員 [有り・無し])</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">197</td> <td style="padding: 0 5px;">日</td> <td style="padding: 0 5px;">合計</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">197</td> <td style="padding: 0 5px;">人</td> </tr> </table> <p>警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。</p> <p>交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。</p> <p>また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。</p> <p>なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。</p>	交通誘導員A		人	(交替要員 [有り・無し])		日	合計		人	交通誘導員B	1	人	(交替要員 [有り・無し])	197	日	合計	197	人
交通誘導員A		人	(交替要員 [有り・無し])		日	合計		人											
交通誘導員B	1	人	(交替要員 [有り・無し])	197	日	合計	197	人											

現場説明書

特記事項 2

濁水処理

① (濁水処理)

工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。
 また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、水・大気環境課長通知（平成24年3月27日付第201100201443号）に基づいて適正に処理すること。

【建設リサイクル法】

① (手続き)

当工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく分別解体等の実施義務を負う工事であるので、入札後すみやかに法第12条1項に規定する「受注予定者から発注者への書面による説明」を行うこと。
 同法に基づく知事への通知を行った後、監督員から届出（通知）済証が交付されるので、それまで該当する内容については現場着手しないこと。

【建設発生土（処理）】

① (他工事等流用)

建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。

② (建設技術センター)

建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。なお、処理費として1^m3当り _____ 円をセンターに支払うこと。
 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）

③ (民間残土受入地)

建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。なお、処理費として1^m3当り _____ 円を _____ に支払うこと。
 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上）

【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】

④ (分別解体等)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。

コンクリート塊	1 ^m 3当り	_____ 円
アスファルト塊	1 ^m 3当り	_____ 円
建設発生木材	1 ^m 3当り	_____ 円

⑤ (他工事等流用)

〔Co雑割材・ _____ 〕は、 _____ 市・町・村 _____ 地内 _____ 工事で使用するものとする。

⑥ (再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。
 再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称・受入れ費用)

コンクリート塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____
 (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円
 アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____
 (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円
 建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____
 (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円
 その他 (_____) _____ 市・町・村 _____ 地内の _____
 (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円

(受入れ時間帯)

8時～17時（平日）

(受入れ条件)

ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。
 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。
 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm以下、長さ _____ m以下であること。
 エ 2次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。

⑦ (木材市場等へ売却)

建設発生木材は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ への搬出（片道運搬距離 _____ km）を想定し _____ 円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

建設副産物の処理

現場説明書

特記事項 3

建設副産物の処理

⑧ (最終処理等)


_____については、_____市・町・村_____地内の産業廃棄物処理場への搬出 (片道運搬距離 _____ km) を想定し、その費用として 1 t 当り _____ 円を見込んでいる。
これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑨ (産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____円見込んでいる。

⑩ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工 種	項 目	規 格	摘 要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。	折れ点を2点以上設ける 
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑪ (マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用

① (建設発生土の使用)

_____工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____に使用する。

② (再生資材の使用)

ア Co雑割材は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。
イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。
ウ 再生クラッシュラン〔規格：Rc-40 _____〕は、使用箇所：基礎砕石、路盤に使用する。
エ 再生コンクリート砂〔規格：RS- _____〕は、使用箇所：_____に使用する。
オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格： _____〕は、使用箇所：_____に使用する。
カ その他再生資材〔資材名： _____〕〔規格： _____〕は、使用箇所：_____に使用する。
キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該砕石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生砕石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生砕石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。

工事用道路

① (農地の一時転用について)

本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて」(平成24年10月15日付第201200109101号経営支援課長通知)に基づき、着手前に本工事が公共事業であることを証明された報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委員会へ報告すること。

② (敷鉄板の計上)

造成区域内の残土搬入路に敷鉄板を計上している。前工事からの敷鉄板N=60枚(進入路急傾斜部)を引継ぎ使用し、新たにN=60枚(270m²)の設置を計画している。(追加60枚の予定箇所は、造成測点N013奥側に60枚を予定。なお、このN013奥部の60枚(270m²)は谷筋ごとに1回転用する。)工事完了後には造成地奥側の造成面が仕上がるため、N=60枚(N013奥側)は撤去、N=60枚(進入路急傾斜部)は次の造成工事に引継ぐ計画としている。

現場説明書

特記事項 4

仮設備

① (自社施工)

本工事においては、(※) 工 () 工を除く) のうち少なくとも 千円までの部分は、鳥取県土木整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。

※該当する細別 (レベル 4) を記載する。

② (工事名称)

工事標示板に記載する名称は、帽子取事業所造成工事 (H29)、工事の内容: 建設発生土処分場の造成をしています。とする。

なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

③ (景観評価)

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業 [である・ではない]。
イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

その他

④ (工事成績評定)

本工事は、工事成績評定要領 (以下「評定要領」という。) に基づく工事成績評定の対象とする・しない)。工事成績評定の対象外とするのは以下の [ア・イ・ウ・エ] に該当するため。

ア (維持工事)

本工事は、評定要領第 2 イの鳥取県の管理する道路・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和 26 年法律第 97 号) 第 2 条第 2 項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。) する工事 (年間を通じて行う維持管理、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理)

イ (災害復旧工事)

本工事は、評定要領第ウの災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事

ウ (機器の納品、部品取替等工事)

本工事は、評定要領第 2 エの機器の納品、部品取替等の工事 (融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等)

エ (工事目的物の設置を伴わない工事)

本工事は、評定要領第 2 オの工事目的物の設置を伴わない工事 (旧橋撤去、残土撤去・運搬等)

⑤ (監督体制)

本工事の監督体制は [一般・重点] 監督とする。

重点監督の工種は、とし、その他の工種は一般監督とする。

なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥ (三者協議)

本工事は、(対象工事の区分を記載) 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。(重点監督工事等に適用)

⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

ア 技能士種別: 技能士、該当工種: 工、仕様書根拠: 1 - 頁

イ 技能士種別: 技能士、該当工種: 工、仕様書根拠: 1 - 頁

ウ 技能士種別: 技能士、該当工種: 工、仕様書根拠: 1 - 頁

⑧ (電子納品)

受注者が電子納品の適用を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。

この場合、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) に従い適正に納品すること。

⑨ (情報共有システム)

予定価格 8 千万円以上の工事は、原則として情報共有システム (以下「システム」という。) を利用することとする。ただし、止むを得ない事情等によりシステムを利用できない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

予定価格 8 千万円未満の工事であっても、受注者がシステムの利用を希望する場合は、監督員と協議の上、システムを利用することができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」(平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知)に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑪ (建設機械の賃料の採用単価)

建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン以外の建設機械は長期割引単価を一律採用している。ラフテレーンクレーンについては、1ヶ月以上の長期利用に当たるものについては長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものについては通常単価を採用している。

本工事の_____工で使用を想定しているラフテレーンクレーン(規格_____t吊)の採用単価は、(通常単価・長期割引単価)を採用している。具体的な単価については建設物価_____月号、_____頁を参照すること。

そ
の
他

※ 明示する項目を_____部分に記入または追記し、不要部分は「-」で削除して使用すること。

(河川環境対策：中部総合事務所県土整備局追記事項)

①天神川漁協との協議対象工事

ア) 工事に係る留意事項

本工事は、天神川水系で行うものであり、天神川漁協との協議対象工事である。施工にあたっては、別紙「天神川水系での工事に係る留意事項」を参照し、濁水防止対策及び天神川漁協との連絡調整を徹底すること。

イ) 河川環境等に配慮した工事の施工

工事の実施に当たっては、河川環境や魚類等の保全に配慮した施工を心懸けること。

ウ) 工事調整済証の掲示

天神川漁協との調整後に配布する「工事調整済証」を工事現場に掲示すること。

エ) 河川内の石の取り扱いに係る留意点

河川内にある自然石を石積等の工事に利用する場合は、監督員と協議し指示を受けること。

河床に岩盤等が露頭した場合は、速やかに監督員に報告し、対策について協議すること。

河床復旧の際には、別に定める「現地立会確認書」により工法等について現地協議を行うこと。

オ) 河川維持工事（伐開等）における留意点

河川内で伐開した草木等は、刈り取り後その日のうちに集積し、下流に流出しないような対策を行うこと。

また、伐開後に河川が増水すると見込まれる場合には、前日までに流出防止ネット等を清掃しておくとともに、河川内に残っている草木等は河川外に搬出しておく等下流への流失しないよう対策を行うこと。なお、梅雨、台風等で河川が急激に増水する恐れがある場合は、流出防止ネットの取り扱いについて監督員と協議すること。

②東郷湖漁協との協議対象工事

ア) 工事に係る留意事項

本工事は、橋津川水系で行うものであり、東郷湖漁協との協議対象工事である。施工にあたっては、別紙「橋津川水系での工事に係る留意事項」を参照し、濁水防止対策及び東郷湖漁協との連絡調整を徹底すること。

イ) 河川環境等に配慮した工事の施工

工事の実施に当たっては、河川環境や水産資源等の保全に配慮した施工を心懸けること。

ウ) 河川維持工事（伐開等）における留意点

河川内で伐開した草木等は、刈り取り後その日のうちに集積し、下流に流出しないような対策を行うこと。また、伐開後に河川が増水すると見込まれる場合には、前日までに流出防止ネット等を清掃しておくとともに、河川内に残っている草木等は河川外に搬出しておく等下流への流失しないよう対策を行うこと。なお、梅雨、台風等で河川が急激に増水する恐れがある場合は、流出防止ネットの取り扱いについて監督員と協議すること。

③その他河川工事

ア) 河川環境等に配慮した工事の施工

工事の実施に当たっては、河川環境や魚類等の保全に配慮した施工を心懸けること。

イ) 濁水防止工法

設計図書に定める工法により濁水対策を講じるものとするが、効果に疑問がある場合、又は現地状況等を勘案し、効果が不十分と想定される場合には、監督員に協議すること。

ウ) 濁水等発生時の対応

濁水等が発生した場合は、監督員に速やかに報告するとともに、濁水等の軽減対策を講じること。

河川環境対策

その他

① (施工方法)

処分場の盛土は、別紙に示す土質区分によって構築すること(各ゾーンの範囲については契約図書を参照)とし、Iゾーン(盛土法面部)は、30cm撤出を行い転圧すること。締固度は最大乾燥密度の90%以上とする。また、IIゾーン(法面背後部)については、締固密度については基準を設けないが、50cm撤出を行い転圧すること。含水比が高い、所定の基準を満たさない等の土砂が持ち込まれた場合には、受け入れを行わないこと。また、監督職員に搬出元等について報告すること。

設計箇所以外で現地盤の斜面等に一定量以上の湧水を確認した場合は、速やかに監督職員に報告すること。現地状況によっては、補助暗渠φ150mmを追加で設置する場合もある。

② (造成計画の詳細)

最下流の土堰堤を最初に施工し、施工中の土砂や表流水の流出を防ぎながらその背面を埋め立てること。土堰堤部分の盛土は、良質材料の使用と締め固め管理を徹底すること。良質な盛土材の搬入が無い場合は、監督職員と協議し、工法の検討を行うこととする。

設計図書に示す箇所に縦集水坑を設置する。縦集水坑は埋立の進行にあわせて、順次継ぎ足しながら造成地内の表面排水が集まるように施工すること。

造成中に大雨が予想される場合は、雨水を集水坑周辺に一時的な貯留帯を設け、徐々に暗渠を通じて排水する等濁水流出、盛土崩壊への対策を行うこと。

粘性土が連続して搬入される場合は高さ50cm毎に水平排水材を敷設し、縦集水坑へ導水すること。

③ (造成地の表面排水)

盛土施工時は、できるだけ盛土表面に勾配をつけながら施工するように心がけ、雨水の土中への浸透、湛水を防ぐこと。また、降雨前に撒き出した土は転圧せずに放置することは絶対に避けること。降雨時に排水が法面流出する恐れのあるときは、簡易な法肩側溝や小堤を設けるなどの対策を取ること。盛土施工後は、降雨などによる仕上げ面の地表水が直接法面に流れないように対策を施すこと。

④ (盛土施工時の法面保護)

盛土法面が洗掘される恐れのある場合、ブルーシート等により法面を被覆する等対策を行うこと。

⑤ (異常気象時の対応)

大雨警報等異常気象情報が発表された場合または大雨が降ると予想される場合には、現場巡視、建設機械の待機をしておくこと。

⑥ (盛土材料)

縦集水坑に用いる中詰材の割栗石の粒径は単粒(150mm)とする。再生材は強アルカリ性を有するため用いてはならない。受入土はコーン指数300KN/m²以上とし、その確認方法は次のとおりとする。

1次確認：目視等により確認し、問題のある場合は2次確認を行うこととする。

2次確認：コーン値試験を実施し、300KN/m²以上が確認できれば受入。それ未満のものは受入拒否とする。なお、試験方法は下記のとおりとする。

i) 受入箇所地盤に、縦横2.0m程度、深さ1.0m程度の穴を掘り、概ね50cm程度搬入土を敷き均し、バックホウのバケットで5秒/回程度締め固め、その後、コーン試験を実施する。なお、締固め回数は、土質により受入者が判断することとするが、異議のある場合は、搬入者、受入者双方で協議のうえ決定することとする。

ii) 残土の受入可否の判断は、搬出現場における性状・コーン値にかかわらず、事業所において受入者が行うこととする。(判断方法は上記のとおり。)

コンクリート殻、アスファルト塊、木材、金属等、建設現場から発生する土砂、岩砕以外のものは受け入れてはならない。受入土砂の中にそれらの異物を発見した場合は、直ちに監督職員へ連絡すること。表土は造成地天端の仕上げに、レキ質土・岩砕はIゾーン(盛土法面部)に使用するため、それらの土質の土砂が搬入された時は監督職員に連絡するとともに、他の土砂と混合しないよう場所を決めて保管しなければならない。

⑦ (現場管理)

建設発生土の受入は17時までとし、受入業務終了後は必ず出入口に施錠して退出すること。

建設発生土は、搬出先現場の工程、予約状況等により受入量の幅があるため、受入予約量が少ない場合には、受入日の集約する等稼働日の調整を行うことがある。調整を行う場合は、監督職員及び鳥取県建設技術センター管理員と協議することとする。沈砂池は造成地内の降雨等による流出土砂を捕捉するための施設であり、おおむね3ヶ月毎に浚渫することとするが、堆積状況に応じて随時維持管理を行うこととする。

(設計内容)

添付図面に記した造成盛土は11月末での前工事完成予定のものを想定したものであり、前工事での建設発生土受入状況により、計画高さの変更を行う場合がある。着工前測量を行うとともに、前回工事請負者と引継ぎを行うこととする。

造成高さ、造成区域は設計図書によるが、建設発生土の発生状況により増減があるものとする。

変更がある場合は、別途監督職員と協議を行うこととする。

現在、工期を平成30年9月30日限りとしているが、土砂の受入れ状況によっては、早期に設計盛土量に達することや、工期を過ぎても設計土量に到達しない場合が想定される。よって、受入れ土量や造成盛土範囲及び工期等を当初設計から変更せざるを得ない事態が予測された場合は、速やかに監督員に文書にて協議してください。特に、早期に造成盛土量が予定数量又は盛土予定範囲に到達する見込みとなった場合は、到達見込み時点の2ヶ月以上前に協議するものとする。

法令等による規制状況調査

工事名		帽子取事業所新沈砂池設置工事		工事場所	東伯郡琴浦町八橋			
法令等	関係条文(必要手続き等)	手続の要否	申請先	申請等年月日	許可等年月日	許可等期間	許可書等写し添付	備考
道路法	□24条(道路管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	□32条(道路の占用の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	□95条の2(公安委員会との調整)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
河川法	□20条(河川管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	□24条(河川の占用の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	□26条(工作物の新築等の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	□27条(土地の掘削等の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県砂防指定地等管理条例	□18条1項(砂防指定地内における行為、占用の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
地すべり等防止法	□18条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	□7条4項(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
農地法	□4条1項(転用の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
森林法	□27条(保安林の指定解除申請)	要(否)	中部総合事務所	林地開発許可 H29.10.4申請	H29.10許可見込み		<input type="checkbox"/>	
	□34条(保安林における立木伐採の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県海面漁業調整規則	□50条(漁場内の岩礁破碎等の許可)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
文化財保護法	□94条(埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	□125条1項(史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
自然公園法	□20条3項(特別地域における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	□21条3項(特別保護地区における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	□33条1項(普通地域における行為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県立自然公園条例	□11条3項(特別地域における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	□13条1項(普通地域における行為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
自然環境保全法	□25条4項(特別地区における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	□27条3項(海域特別地区における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	□28条1項(普通地区における行為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県自然環境保全条例	□16条4項(特別地区における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	□18条1項(普通地区における行為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
採石法	□42条の2(国等に対する適用)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
砂利採取法	□43条(国等に対する適用)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
土壌汚染対策法	□4条1項(土壌汚染のおそれがある土地の形質変更の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
景観法	□16条5項(景観計画区域内における行為着手前の通知)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
都市計画法	□34条の2(開発行為の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
水路業務法	□6条(海上保安庁以外の者が実施する水路測量)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	□19条1項(水路関係事項の通報)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
漁業対策協議会規約	□(事業調整会議等での協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
建設リサイクル法	□11条(国等に関する特例) 都道府県知事への通知	要(否)	中部総合事務所	H29.10通知予定			<input type="checkbox"/>	
その他	法定外公共物	要(否)	琴浦町	H29.8.23申請	H29.9.1許可		<input type="checkbox"/>	

注) 1 許可(承認)書の写しを添付すること。

2 手続の要否について確認した方法を備考欄に記載すること。例)管内図で確認、所管課に事前協議、対象規模要件外 など